

よくあるご質問

手数料はかかりますか？

本制度は、無料でご利用いただけます。
※戸籍謄本の取得には、所定の手数料が必要となります。
また、郵送による申出や一覧図の交付に当たっては、所定の郵送料が必要となります。

提出した戸籍謄本は返却されますか？

戸籍謄本等は、一覧図の写しを交付する際に併せて返却します。

※STEP1で示す「必ず用意する書類／必要となる場合がある書類」に掲げる①、②(⑦)、③及び⑤は、登記官が内容を確認した後、一覧図の写しを交付する際に返却します。なお、⑥は、原則返却しませんが、原本と併せてコピー（原本と相違がない旨を記載し、代理人の記名がされたもの）が提出された場合は、その原本を返却します。

一覧図に記載する被相続人との続柄については、必ず戸籍に記載される続柄を記載する必要がありますか？

申出人の選択により、続柄を「子」と記載することでも差し支えありません。ただし、続柄を「子」と記載した場合は、相続税の申告等、これを利用することができますので、ご留意ください。

一覧図に相続人の住所は記載しなくてもよいのですか？

法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載するかどうかは相続人の任意とされていますが、記載することにより、その後の手続（例：相続登記等の申請、遺言書情報証明書の交付の請求等）において各相続人の住所を証する書面（住民票の写し）の提供が不要となることがあります。

※詳細については、法定相続情報一覧図の写しの提出先となる各機関へお問い合わせください。

被相続人の出生から亡くなるまでの戸除籍謄本とは何ですか？

相続人を特定するためには、被相続人（亡くなられた方）の全ての戸除籍謄本を漏れなく確認する必要があります。戸籍は、被相続人が生きてから結婚による分籍や転籍、戸籍のコンピュータ化による改製などにより、複数種類にわたる場合があります。市区町村役場で戸籍謄本を請求する際は、相続手続に必要なため、被相続人の出生から亡くなるまでの連続した戸除籍謄本が必要であることをお伝えください。

●出生から死亡までの連続した戸除籍謄本のイメージ



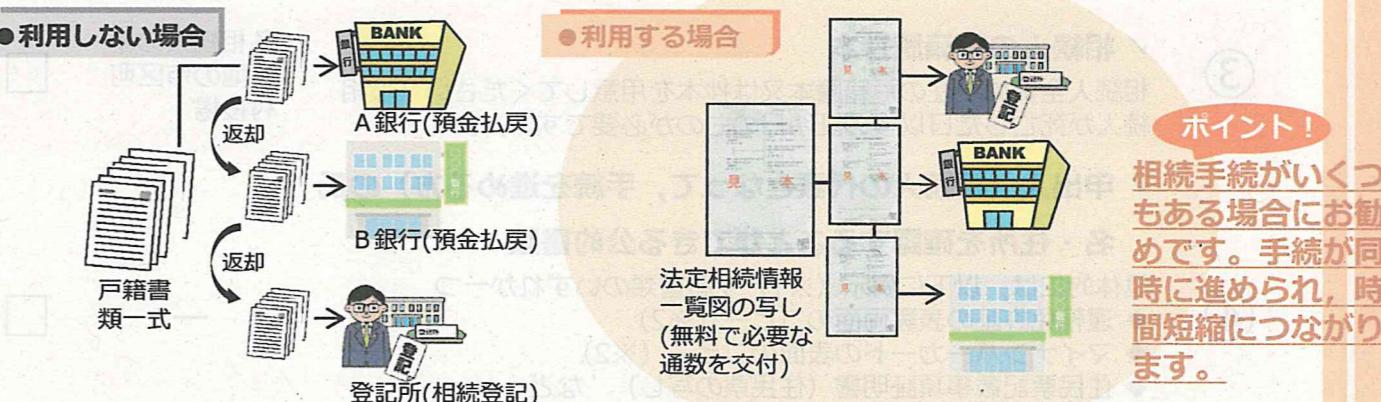
あなたの相続手続を応援します！

法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度とは、戸除籍謄本等に記載されている法定相続人を明らかにする制度です。法務局が相続人（申出人）に対して交付する法定相続情報一覧図の写しは、金融機関等における預金の払戻し等の各種相続手続において、戸籍の束の代わりに提出して利用することができます。（※）

※相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

制度の概要　◆本制度を利用しない場合と利用する場合との違い



手続の流れ

～法定相続情報証明制度の手続の3STEP！～

STEP1

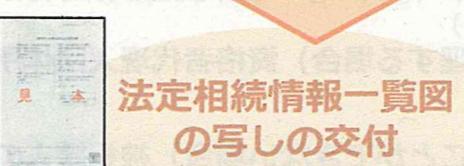
必要書類の収集

STEP2

法定相続情報 一覧図の作成

STEP3

申出書の記入・ 登記所へ申出



法定相続情報一覧図 の写しの交付

戸籍謄本の束の代わりとして
各種相続手続へお使いください。

未来につなぐ相続登記
不動産の相続登記
をお忘れなく！
次の世代へのつとめです

法定相続情報証明制度の詳しい手續は、法務局ホームページでもご覧いただけます。

【問合せ先】名古屋法務局名東出張所 電話 052-703-2322

(令和3年4月1日改訂)

よくあるお問合せ

1. 保管の対象となる遺言書は、どのようなものですか？

保管の対象となるのは、自筆証書遺言書のみです。

また、遺言書は、用紙の大きさはA4版、片面で、法務省令で定める様式に従って作成され、とじたり封のされていないものでなければなりません。遺言書の見本又は注意事項については、法務省のホームページを参考にしてください。

2. 遺言書の内容について、相談できますか？

法務局では、**相談をお受けすることはできません。**

下記の相談窓口等にお問い合わせください。

3. 遺言書の保管の申請は、郵送や代理でもできますか？

郵送や代理での申請はできません。**※必ず予約をしてください。**

遺言者本人が窓口に直接来庁していただく必要があります。

4. 遺言書の保管等に費用はかかりますか？

- ・遺言書の保管申請（1件3,900円）
- ・遺言書情報証明書の交付請求（1通1,400円）
- ・遺言書の閲覧請求（1回1,400円（モニター）、1,700円（原本））
- ・遺言書保管事実証明書の交付請求（1通800円）

遺言・相続等に関する法制度や相談窓口についての問合せは

日本司法支援センター（法テラス） <https://www.houterasu.or.jp/>

法テラス・サポートダイヤル **0570-078374** 受付時間 平日9:00～21:00 土曜日9:00～17:00
(IP電話からは **03-6745-5600**) 祝日・年末年始を除く

遺言書や登記等の相続に関する手続のご相談についての問合せは

愛知県司法書士会 登記・相続電話ガイド **050-3533-3707**
平日（祝日・夏季休暇・年末年始を除く） 10時～13時

愛知県司法書士会 総合相談センター（名古屋・半田・一宮・西三河・東三河）

ご予約方法等、詳しくは **愛知県司法書士会 検索** でご確認ください。

公正証書遺言について

日本公証人会 <http://www.koshonin.gr.jp/>

自筆証書遺言書管理制度について

法務省 http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

名古屋法務局 http://houmukyoku.moj.go.jp/nagoya/page000001_00105.html

白筆証書遺言書管理制度

遺言とは？

自分が死亡したときに相続人等に対して、財産をどのように分配するか等について自己の最終意思を明らかにするものです。

これにより相続をめぐる争いを事前に防止することができます。

遺言の方式は主に、**公正証書遺言** と **自筆証書遺言** があります。

どちらの方式の遺言にするか、
それぞれの特徴を踏まえて ご判断ください。



遺言書ほかんガルー

公正証書遺言

◎信頼性の高い方式◎

- 法律専門家である公証人が2人以上の証人の立会いのもと厳格な方式に従い作成します。
- 遺言の内容について公証人の助言を受けることができます。
- 作成には財産の価額に応じた手数料が必要です。
- 公証人がその原本を厳重に保管します。
- 家庭裁判所での検認手続が不要です。

公正証書遺言に関する相談は、
お近くの公証役場へお問合せください。

自筆証書遺言

◎手軽かつ自由度の高い方式◎

- 15歳以上で、ご自身で書くことができれば、いつでも自らの意思により作成できます。
- 法令上の要件を満たしていないかったり、内容に誤りがあると無効になります。
- ご自身で作成するため手数料はかかりません。
- 遺言者が自分でその原本を管理する必要があります。
- 遺言者本人の死亡後、家庭裁判所での検認手續が必要です。

この2点が

新しい制度を利用すると変わります！

※これまでどおり、ご自宅等で遺言書を保管することもできます。

白筆証書遺言書管理制度を利用すると…

- 法務局に自筆証書遺言書の保管を申請することができます。※手数料が必要です。
- 法務局で保管された自筆証書遺言書は、家庭裁判所での検認手続が不要です。
- 遺言者だけではなく、相続人や受遺者等にもメリットがあります。

詳しい内容は、次ページへ

【問合せ先】名古屋法務局供託課 ☎052-952-8111（代表）

